

第2部 本編

警察の組織と 公安委員会制度

第1節 警察の組織

第2節 公安委員会の活動

第1章
CHAPTER 1



第1節

警察の組織

1 警察の組織

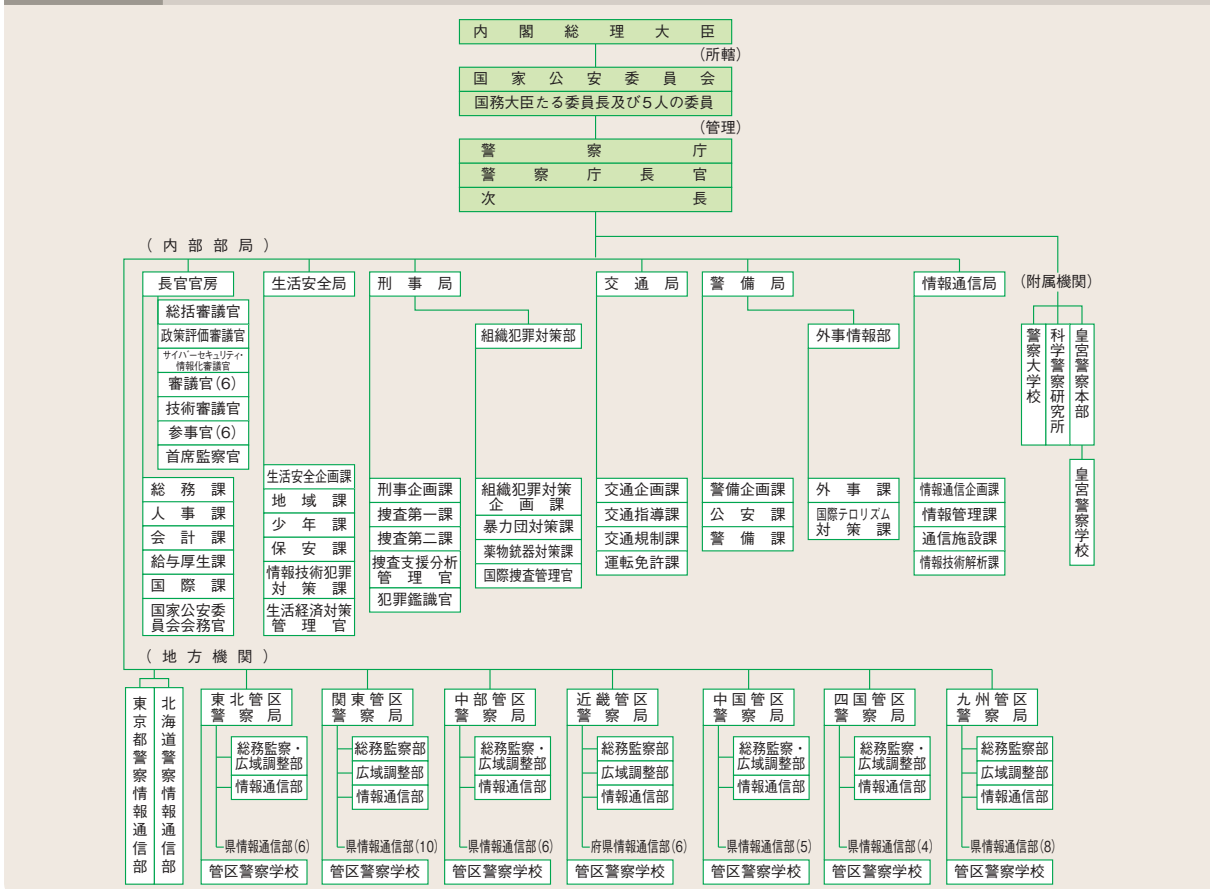
(1) 公安委員会制度

公安委員会は、警察行政の民主的運営、政治的中立性の確保の目的で導入された合議制の行政委員会であり、国に国家公安委員会を置いて警察庁を管理し、都道府県に都道府県公安委員会を置いて都道府県警察を管理している。国家公安委員会委員長には、治安に対する内閣の行政責任の明確化を図るため、国務大臣が充てられている。

(2) 国の警察組織

執行事務を一元的に担う都道府県警察に対し、国の機関である警察庁は、警察制度の企画立案のほか、国の公安に係る事案についての警察運営、警察活動の基盤である教育訓練、通信、鑑識等に関する事務、警察行政に関する調整等を行う役割を担っている。警察庁長官は、国家公安委員会の管理の下、これらの警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督している。

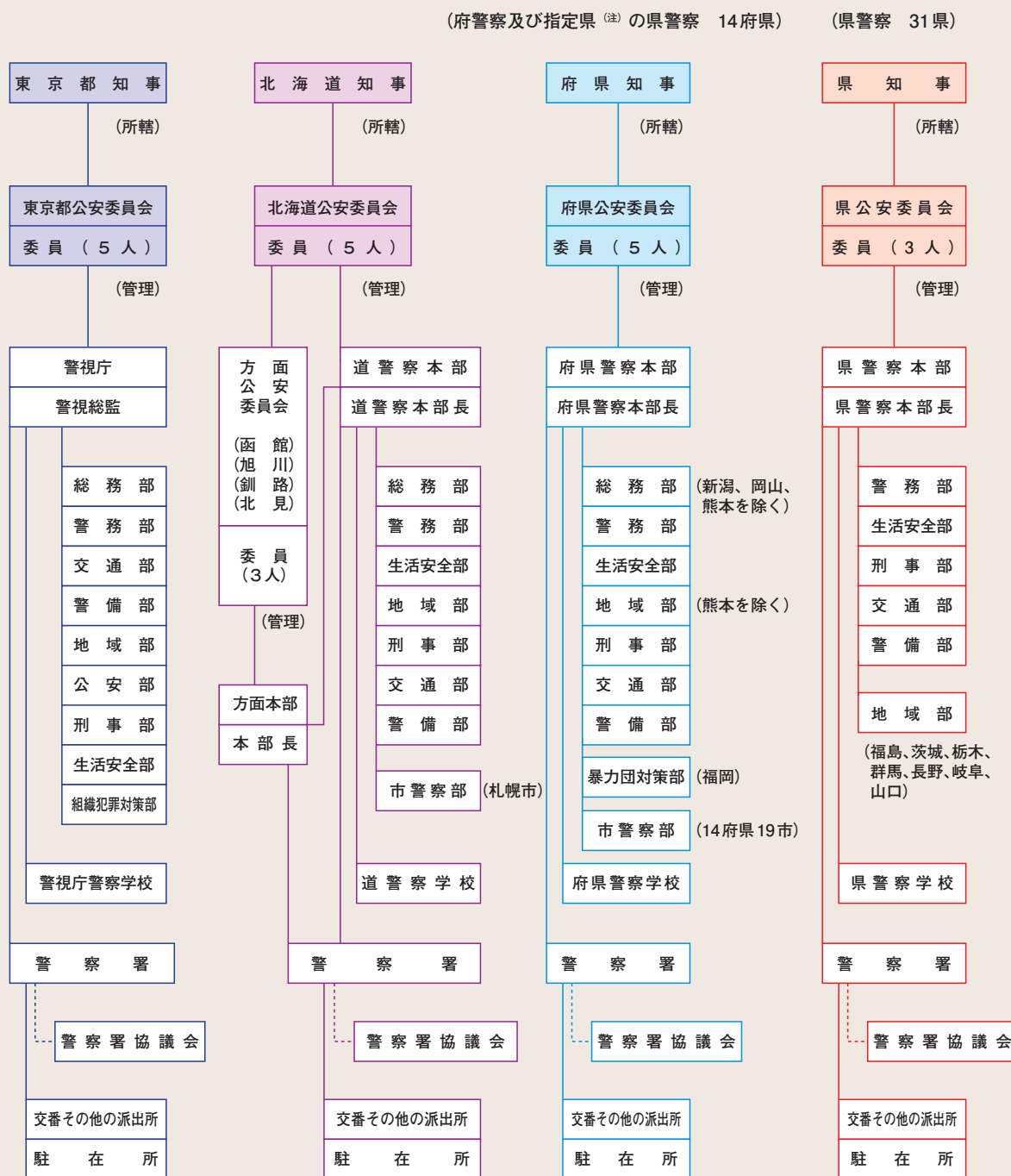
図表1-1 国の警察組織 (平成28年度)



(3) 都道府県の警察組織

平成28年4月1日現在、47の都道府県警察に、警察本部や警察学校等のほか、1,166の警察署が置かれている。

図表1-2 都道府県の警察組織



注：地方自治法第252条の19第1項の規定により指定する市を包括する県
 平成28年4月1日現在の指定県は、宮城、埼玉、千葉、神奈川、新潟、静岡、愛知、兵庫、岡山、広島、福岡及び熊本である。

第2節

公安委員会の活動

1 公安委員会の活動

(1) 国家公安委員会

① 組織

国家公安委員会は、国務大臣たる委員長及び5人の委員によって組織されている。委員は内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命する。

図表1-3 国家公安委員会の構成（平成28年6月1日現在）

委員長	河野 太郎	国務大臣、衆議院議員
委員	長谷川 真理子	大学教授
委員	奥野 知秀	元会社役員
委員	川本 裕子	大学教授
委員	北島 信一	元外交官
委員	木村 恵司	会社役員

② 活動

国家公安委員会では、国家公安委員会規則の制定、警察庁長官や地方警務官^(注1)の任命、監察の指示、交通安全業務計画や防災業務計画の策定等、警察法やその他の法律に基づきその権限に属させられた事務を行うほか、警察庁が担う警察制度の企画立案や予算、国の公安に関する事案、警察官の教育、警察行政に関する調整等の事務について警察運営の大綱方針を示し、警察庁を管理している。



国家公安委員会の定例会議

国家公安委員会は、通常、毎週1回定例会議を開催するものとしている。また、委員相互の意見交換や警察庁からの報告の聴取、都道府県公安委員会委員との意見交換や警察活動の現場の視察を行うことなどにより、治安情勢と警察運営の把握に努めている。このような活動の状況については、ウェブサイト^(注2)で紹介している。

注1：都道府県警察の警視正以上の階級にある警察官

注2：<http://www.npsc.go.jp/>

事例 Case

27年10月、国家公安委員会委員長は、愛知県及び三重県を訪れ、伊勢志摩サミット関連施設等を視察した。



伊勢志摩サミット関連施設を視察する国家公安委員会委員長

事例 Case

28年2月、国家公安委員会委員は静岡県を訪れ、鉄道警察隊において隊長から概況説明を受けるとともに、女性特務隊員と意見交換を行い、隊員を激励した。



鉄道警察隊女性特務隊員と意見交換を行う国家公安委員会委員

事例 Case

28年2月、国家公安委員会委員は広島県を訪れ、科学捜査研究所において所長からDNA型鑑定の方法及びDNA型鑑定による身元確認状況等について説明を受けた。



科学捜査研究所を視察する国家公安委員会委員

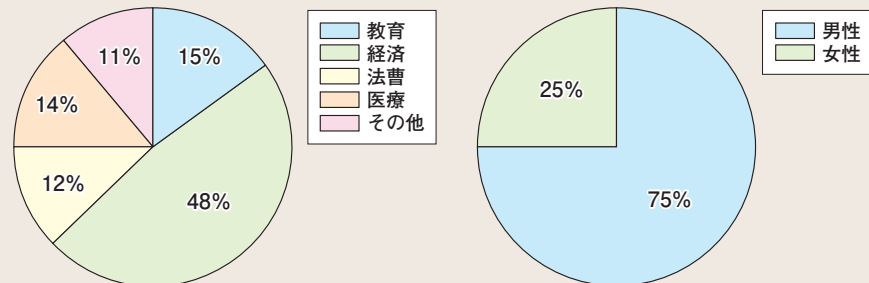
(2) 都道府県公安委員会

① 組織

都道府県公安委員会及び方面公安委員会は、都、道、府及び指定県では5人、それ以外の県及び北海道の各方面では3人の非常勤の委員によって組織されており、委員は都道府県知事が都道府県議会の同意を得て任命する。

ただし、道、府及び指定県の場合は、委員のうち2人の任命は当該道、府及び県が包括する指定市の市長がその市議会の同意を得て推薦した者について行う。

図表1-4 都道府県公安委員会委員の構成（平成27年12月31日現在）



② 活動

都道府県公安委員会は、運転免許、交通規制、犯罪被害者等給付金の裁定、古物営業等の各種営業の監督等、国民生活に関わりのある数多くの行政事務を処理するとともに、管内における事件、事故及び災害の発生状況等を踏まえた警察の取組、組織や人事管理の状況等について、定例会議の場等で、警察本部長等から報告を受け、これを指導することにより、都道府県警察を管理している。

都道府県公安委員会は、おおむね月3回ないし4回の定例会議を開催するほか、警察署協議会への参加、教育委員会等の関係機関との協議、警察活動の現場の視察等により、治安情勢と警察運営の把握に努めている。また、このような活動の状況について、ウェブサイトで紹介している。



沖縄県公安委員会のウェブサイト

事例

Case

平成27年5月、福井県公安委員会委員は、福井県警察嶺南機動隊訓練場において、隊員による爆発物処理等訓練を視察するとともに、特殊車両や各種装備品について説明を受けた。

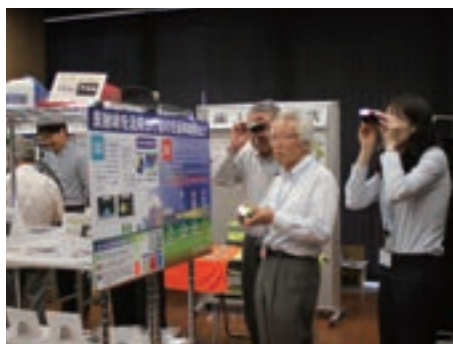


爆発物処理訓練を視察する
福井県公安委員会委員

事例

Case

27年6月、山梨県公安委員会委員は、交通事故防止に有効とされる反射材の普及・促進を目的に県内で初開催された「反射材フェア2015」（山梨県警察及び山梨県主催）を視察し、最新の反射材や反射服等の機能、効果について実体験した。



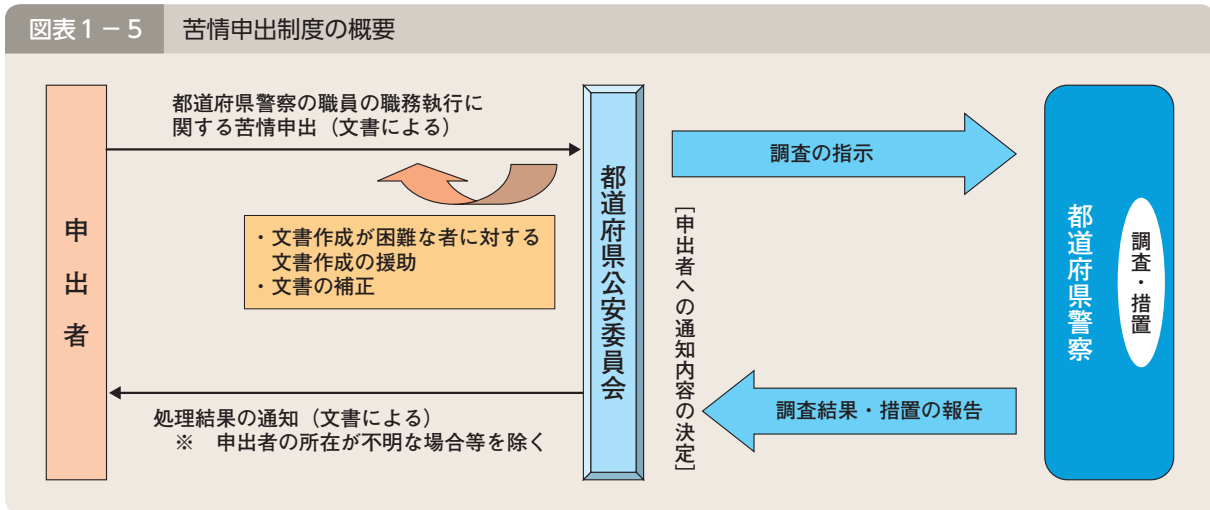
反射材の効果を確かめる
山梨県公安委員会委員

(3) 苦情処理及び監察の指示

警察法には苦情申出制度が設けられており、都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し文書により苦情の申出をすることができ、都道府県公安委員会は、原則として処理の結果を文書により申出者に通知している。平成27年中は、全国の都道府県公安委員会において977件の苦情を受理した。

なお、警察本部長や警察署長に対して申出があったものなど、都道府県警察の職員の職務執行についての苦情でこの制度によらない申出についても、処理の結果を申出者に通知するなどの対応を行っている。

図表1-5 苦情申出制度の概要



また、警察法の規定により、国家公安委員会は警察庁に対して、都道府県公安委員会は都道府県警察に対して、監察について必要があると認めるときは、具体的又は個別的な監察の指示をすることができる。

（４）公安委員会相互間の連絡

国家公安委員会と各都道府県公安委員会は、相互に独立した機関であるが、その職務の性質から、常に緊密な連携を保つため、各種の連絡会議を開催している。平成27年中は、国家公安委員会と全国の都道府県公安委員会との連絡会議を2回開催し、教育委員会との連携の在り方、公安委員会の活性化方策等について意見交換を行った。



全国公安委員会連絡会議

また、27年中は、各管区及び北海道において、管内の府県公安委員会相互、道公安委員会と方面公安委員会相互の連絡会議が合計13回開催され、国家公安委員会委員も出席し、各道府県の治安情勢やそれぞれの取組についての報告や意見交換が行われたほか、都、道、府及び指定県の公安委員会相互の連絡会議が開催された。

事例 Case

27年5月、和歌山県において、近畿管内各府県の公安委員会委員を対象とする近畿管内公安委員会連絡会議が開催され、公安委員会の管理機能の充実・強化に向けた取組について議論を行った。



近畿管内公安委員会連絡会議

公安委員の声

「忠恕」の心で

東京都公安委員会委員長
わたなべよしひで
渡邊佳英

委員就任 平成22年10月20日
委員長就任 平成27年11月13日

平成26年8月、警視庁管内の警察署において、公園で高齢の男性が倒れているとの通報で現場に駆けつけた警察官が、この男性が認知症を患っているということに気付かず、「大丈夫だから」という男性の言動を過信したため十分な措置を講ずることができなかったことから、男性が死亡してしまうという事案が発生した。

高齢化が急速に進行する中、今後、認知症やその疑いのある高齢者への対応を求められる現場がさらに増加していくことが考えられることから、この事案を踏まえ、東京都公安委員会では、警視庁が組織を挙げて高齢者の安全確保を念頭に置いた対策を講ずるべきであると提言した。これを受け、警視庁では、警視總監のリーダーシップの下、迅速な対応がなされ、現在では、全職員を対象とした認知症サポーター養成講座の受講、警察職員のための認知症対応要領ハンドブックの作成、認知症高齢者対策教養DVDの作成等、様々な施策を講ずることとなった。つい先日にも、「2025年には、高齢化の進展に伴って認知症患者数が700万人になる」との報道を耳にし、改めて、公安委員会の提言が功を奏した好事例ではないかと感じた次第である。

警察の取り扱う業務は複雑多岐にわたり、日々多忙を極めているが、そうしたときにこそ、公安委員会が、都民・国民の目線に立った提言を行っていくことが大切であると痛感している。

過日、警察学校で、学生1,500名を前に訓育をする機会があり、若い警察官に、私が座右の銘としている「忠恕」という言葉を贈った。常に誠を尽くし、相手の立場に立って考え行動するという論語の教えであるが、警察職員一人一人が、都民・国民の思いを押し量り、常に寄り添いながら親身に対応して、首都東京の安全・安心を守られることを切に希望している。



「おまわりさん」という存在

新潟県公安委員会委員
おがわかずあき
小川和明

委員就任 平成19年7月1日

新潟県中越沖地震（平成19年7月16日発生）で自宅が倒壊し、避難所で生活をしている方から届いた礼状を御紹介いたします。

その内容は、「今後の生活をどうしたらよいのか、まったく先行きが見えず、暗澹たる気持ちで避難所におりました。たまたま外出した時、街角に立っているおまわりさんと出会ったら、その瞬間、気持ちがパッと明るくなりました。体に元気と勇気が湧き上がってきたのです。私は地震に負けない。私は頑張る。私は必ずできると思ってきたのです。勇気と元気を与えてくれたおまわりさん、ありがとう。」というものでした。

制服を着てその場にいるだけで、人々を励まし・元気づけ・勇気を与える事ができる存在、それが「おまわりさん」なのでしょう。新潟県中越沖地震の何百倍もの被害が出た東日本大震災でも、このような事例は数多くあったと推察いたします。

こうした「おまわりさん」を励ましたいと考え、警察署協議会の代表者会議でお願いをしました。新潟県中越沖地震の礼状の内容を紹介した後、「新潟県の安心と安全のため、日夜努力している警察官を励まして下さい。警察官も人間ですから間違ふこともあります、存在自体が素晴らしいのです。町中で警察官に会ったら感謝を込めて『おはよう・ご苦労さん・ありがとう』と声を掛けて下さい。このお願いを協議会委員の方々にもお伝え下さい。協議会委員のお知り合いにもお願いいたします。」と。新潟県で「おまわりさん」への感謝の声掛けが広がることを願っております。

